

福利協会の主な事業



割引優待幹旋事業

利用方法 福利協会入会と同時に、一人ひとりに配布している「ほほえみカード」を提示することにより、割引優待を受けられます。※くわしくは「ほほえみカードご利用のてびき」を参照してください。

新規提携事業者名

提携事業者名	優待内容
 〒010-0687 秋田県男鹿市北浦湯本字中里81 TEL.0185-33-2151 FAX.0185-33-2153 [アクセス] ■電車にて/JR男鹿線 羽立駅よりお車で約20分 ■お車にて/秋田自動車道「昭和・男鹿半島IC」から約45km	落ち着いた客室からは日本海を眺め、温泉大浴場の内湯、露天風呂では2本の源泉温泉が楽しめます。お料理は男鹿近海の新鮮な海の幸、季節毎の男鹿の山の恵みをお楽しみ下さいませ。 ①通常料金の10%割引。※GW、お盆、正月期間を除く。 ②会員とその家族(同伴)のみ。

会員交流事業

(27年度開催内容途中経過) …福利厚生センター事業と併用して行なっています。

郡市社会事業職員交流会助成	観劇助成
県内10地区で開催予定。 団体研修旅行の助成 9月5日(土)～6日 ユニバーサルスタジアムジャパココース 25人参加 11月14日(土)～15日(日) 東京デイズニリゾートコース 21人参加 ●ソウェル会員 20,000円補助 ●福利協会会員 15,000円補助 男鹿水族館GAO入館料の助成 ●ソウェル会員 大人500円、小中学生200円補助 ●福利協会会員 大人300円、小中学生100円補助	劇団四季「クレイジー・フォー・ユー」 S席50席 10月12日(月・祝) ●ソウェル会員・家族 4,000円補助 ●福利協会会員・家族 2,000円補助

グルメを楽しむつどい	メンタルヘルス講習会	広報誌講習会
県内8カ所で開催 	6/18(木)～20(土) 実践対応から	7/22(水)～23(木) グループ協議から

情報提供をしています。

● 広報紙の発行

- ・年2～3回発行「ハーモニー」ほか
- ・ホームページにも掲載

● ホームページも充実

アドレス <http://www.akita-fukurikyokai.jp/>

※各慶弔給付様式、貸付金借受申込書、氏名変更届けがダウンロードできます。
 ※入会・退会・異動・退職金給付資金請求書・源泉徴収票は所定の用紙となり、事務局に連絡いただければ無料で郵送いたします。

● お知らせ

福利協会ホームページでは、右記のような寄稿コラムを週に1～2回の間隔で更新しております。皆様から寄せられた声、すでに890件以上掲載しております。ぜひ、ご覧下さい。

※ホームページより抜粋▶

心のバランスが大切

2015-10-16

職員が足りない為、日々タイラシしたり、サービスが行きとどいていないような気がします。「もう1人いたら…」と思いつつ、でもきつりとの記事を読み、職員の心のバランスが大切だと思いました。相手を思いやる気持ちがコミュニケーションへつながっていると感じました。

老人施設 (Yさん)

SO WEL 福利厚生センター業務受託事業

● 福利厚生センター(ソウェルクラブ)の内容

福利協会は県単規模ですが、福利厚生センター(ソウェルクラブ)は全国規模の組織です。その規模のメリットを最大限に活かし、会員のニーズに応じた多種多様な福利厚生サービスを提供しています。

詳細はホームページへ! <http://www.sowel.or.jp/>

加入について

社会福祉事業経営者が福利厚生センターと契約することにより、その事業所に勤務する職員一人あたり年間1万円の掛金負担(全額事業主負担)をしていただきますと、自由に福利厚生サービスを利用することができます。

サービス一覧

さらに充実サービス → ソウェルクラブ“クラブオフ”を利用しよう

どんなサービスがあるの? 全国の宿泊施設、遊園地・水族館・テーマパーク・映画館・カラオケボックス・日帰り温泉施設などのレジャー施設、レストランなど飲食施設、店頭やネットでのショッピング、カルチャースクール、育児や介護サービスなど幅広い分野のサービスが優待料金で利用できます。対象施設は全部で75,000か所以上あります。

健康管理

- 生活習慣病予防健診費用助成

一般健診助成額4,120円とは別に女性会員の場合、乳がん・子宮がん検診820円がプラスされます。(4,940円となります)
 また男性会員で生活習慣病予防健診費用の助成を希望しない30歳以上の方は、前立腺ガン(PSA)検診費用の助成が受けられます。(助成限度額は3,000円)

- 電話健康相談(通話料・相談料無料)
- 健康生活用品給付
- スポーツクラブ



資質向上

- 広報講習会
- レク・リーダー養成講習会
- 接遇講習会
- 海外研修
- パソコン講習会
- メンタルヘルス講習会



余暇活用

- 指定保養所
- 会員制リゾート施設
- 海外リフレッシュツアー
- クラブ・サークル活動助成(会員1人当たり1,000円の助成)
- テーマパーク
- 国内・海外旅行
- レンタカー



生活サポート

- 特別資金ローン
- 特別提携住宅ローン
- クレジットカード
- ソウェル積立保険
- ソウェル団体生命保険
- ソウェル入院保険
- ソウェル傷害保険
- ソウェルがん保険
- ショッピング(通信販売)
- スポーツ・カルチャー



職員の万が一に際して

- 会員死亡弔慰金
- 配偶者死亡弔慰金
- 災害見舞金
- 高度障害・後遺障害見舞金
- 入院手術見舞金



慶事お祝い

- 結婚祝い品贈呈(1万円の商品券)
- 出産祝い品贈呈(1万円の商品券)
- 入学祝い品贈呈(5,000円の商品券)
- 資格取得記念品贈呈(5,000円相当の記念品)
- 永年勤続記念品贈呈(年数ごとの記念品)



地域・その他

- 会員交流事業
- 地域開発メニュー
- ソウェルクラブニュース、会員情報誌、手帳、ハンドブックの配布、ホームページ、FAX情報サービス

各サービスの申請の仕方

事務担当者にもやさしい、簡単な申請書の提出、FAX送信、ホームページからの申請で十分に活用できます。

福利協会のしおり

平成27年度事業案内



～詳しい内容のお問い合わせは、福利協会へ～

秋田県民間社会事業福利協会(ソウェルクラブ秋田事務局)
 電話018-864-2703・FAX 018-896-7820
<http://www.akita-fukurikyokai.jp/>

一般財団法人 **秋田県民間社会事業福利協会**

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 県社会福祉会館
 TEL018-864-2703 FAX018-896-7820

福利協会の目的

- 福利協会は、県内民間社会福祉事業従事者活動の充実、振興を図ります。
- 福祉に係る非営利の法人活動の促進を図ります。
- 人材確保と育成や資質豊かな従事職員の定着化に貢献します。

福利協会の業務

- 福利協会は、県内における民間公益活動の発展に寄与するため以下のような業務を行っています。
 - (1)退職共済事業
 - (2)福利厚生事業
 1. 講座、セミナー、育成事業(メンタルヘルス、接遇マナー等の講習会)
 2. 余暇活動への支援(会員交流事業ほか)
 3. 貸付事業(平成26年4月1日から新規貸付は中止)
 4. 各種慶弔給付事業
 5. 割引優待幹旋事業(ほほえみカード／企業等提携)
 - (3)広報紙発行事業
 - (4)福利厚生センター業務受託事業

福利協会の概要

- 設立** 財団法人・昭和34年10月28日(10月1日制度スタート)
一般財団法人に移行・平成26年4月1日
- 法人格取得** 財団法人格・昭和34年11月15日
一般財団法人格・平成26年4月1日
- 加入事業所数** 329事業所
- 会員数** 11,364名(平成27年10月1日現在)

加入対象職員

民間社会福祉施設及び社会福祉団体に勤務する有給常勤職員。臨時職員、嘱託・パート等については「1年以上継続雇用される職員」「労働時間が就業規則に定める正規職員の3分の2以上の職員」の場合加入対象としています。また、その他理事会において承認した場合加入できます。

加入手続き

- ①事業所登録**
福利協会に連絡頂きますと、「新規事業所登録」用紙が送付されます。それに必要事項を記入の上、加入月の5日まで提出いただきます。
- ②職員一人ひとりの登録をします。**
加入月の5日まで「入会申込書」に必要事項を記入の上、提出いただきます。

拠出金(本人と事業主の負担分)

(毎月) 基準給月額(上限は30万円)×70/1,000+負担金400円(本人負担分)

拠出金 70/1,000他内訳
本人の掛金 35/1,000+負担金400円
事業主の負担金 35/1,000
(※本人・事業主とも小数点以下切り捨て)

拠出金納付と給付のしくみ



福利協会の主な事業



退職金給付資金の給付(第一種退職一時金)

①退会(退職)手続き

退職する職員(福利協会会員)が生じたときは、退職月の翌月5日まで「退会届」を提出する。その後、「退職金給付資金請求書」「退職所得の源泉徴収票」を提出する。



②計算方法

全加入期間平均基準給×支給率(下表)
※平均基準給の上限は30万円。 ※全加入期間の起算日は平成12年4月1日以降から

支給率表(支給率は1ヵ月ごとの月数別単位となっております。)			
加入年数	支給率	加入年数	支給率
1ヵ月	0.035ヵ月	20年	19.380ヵ月
1年	0.475ヵ月	25年	24.225ヵ月
5年	2.755ヵ月	30年	29.450ヵ月
10年	6.080ヵ月	35年	33.250ヵ月
15年	11.780ヵ月	40年	37.050ヵ月

※退職金給付資金は、退職した翌月下旬をゆめやすに送金しています。

③その他

給付の制限、中途退会(脱会)、除名処分に関する規程があります。

④給付の制限

会員が自己の犯罪及びこれに準ずる重大な非行により退職したときは、理事会の議決を経て退職金給付資金の全部又は一部を支給しないことがあります。

⑤中途退会(脱会)

事業を廃止したとき以外の脱退は認めておりません。会員・事業主双方から特別の事情による脱会について、その事由を証する書類を添付して申し出る場合は、理事会の議決を経て退会させることができます。この場合、給付算定は行わないこととし、会員の掛金納入額だけの返還となります。

⑥除名処分

本会定款及び施行細則に反するなどして、福利協会の名誉を著しく毀損、秩序を乱す行為をしたときは、理事会及び評議員会の議決を経て除名することができます。この場合、理事会及び評議員会において弁明の機会を与えます。除名された場合は、給付算定は行わないこととし、拠出金の納入額は返還しません。かつ、福利協会に関しての一切の権利を失うことになります。



第二種退職一時金の内容



福祉医療機構「退職手当共済制度」の平成18年4月1日以降公的助成見直しを踏まえ、平成20年8月1日から「第二種退職一時金」制度を創設しております。福祉医療機構制度に加入していない方への代替制度として、また既存加入職員への処遇を厚くしていく第3の制度として活用できます。

①加入対象

現行福利協会制度に加入していることが原則で、第二種退職一時金制度に加入を希望する会員とします。第二種制度のみに加入することはできません。

②掛金と事務費

全額事業主負担で1口年額1万円。基本契約口数は5口以上15口以下の範囲とし、事務費は一人年額1,200円(事業主負担)です。…基本口数は、5口の5万円から。掛金納入期限は4月まで。

③加入申込み

毎年4月5日まで加入申込み受付。年度途中の加入はできません。

④給付

退職一時金のみを扱います。給付の予定利率は2%とし、元利積立方式としています。なお、加入1年未満及び脱退の場合、給付はありません。ただし、3月1日在籍の場合は1年として計算されます。



各種慶弔給付



種別	摘 要	金額
死亡弔慰金	会員死亡の場合(※夫婦会員の場合、本人死亡、配偶者死亡請求の二つを該当させる)	50,000円
	配偶者の死亡の場合	30,000円
災害見舞金	配偶者以外の被扶養者死亡の場合(※被扶養者とは、「会員の18歳未満の子と60歳以上の実父母及び養父母並びに「義父母」をいう。なお、会員と生計を一にしてかつ同居しているものに限る。)	10,000円
	住居又は家財の全部焼失、滅失、損害の場合(※夫婦会員、親子(家族)会員の場合も全部該当させる)	80,000円
傷病見舞金	住居又は家財の1/2以上焼失、滅失、損害の場合(※同上)	50,000円
	住居又は家財の1/3以上焼失、滅失、損害の場合(※同上)	26,000円
結婚祝金	会員が結婚した場合(※会員同士の場合は両方該当する)	20,000円
出産祝金	会員又は配偶者が分娩した場合(※夫婦会員の場合は両方該当する。なお死産の場合は「祝金」に該当させない。但し、死産等で入院した場合、「傷病見舞金」の内容にあうなら、これを該当させる。又、多胎の場合は一回分として扱う。)	20,000円

※これらの給付要綱によりがたい場合は、理事長が決定します。
 ※各種慶弔給付の請求書がございますので、事務担当職員にお問い合わせ願います。
 ①死亡・災害の請求書には所定の添付書類が必要。
 ②提出書類は、事実が発生した日から14日以内に提出願います。
 ③給付送金は、毎月1〜2回行っています。
 ④結婚祝金申請者は、送金されるまで、申請時の口座名義を変更しないように願います。



貸付事業の休廃止について

・新規貸付は、平成26年4月1日から中止(休止)しています。(「一般財団法人」移行に伴い、「貸付事業」の適用事業者(貸金業者)扱いとなり、貸付利用者情報を第三者(指定信用情報機関・貸金業協会)と情報を共有する他、経費を始めとする様々な適用基準がクリアできなくなりました。)

・現在、償還中の会員は引き続き償還計画どおり償還していくものとします。

・平成26年3月までの貸付利用者が償還完了次第、貸付事業を廃止します。

・現行貸付事業利用者の運営規定については、現在の「貸付事業運営規程」を償還完了するまで継続します。